

外部サプライヤー管理義務

施設の停電対策（技術的管理）

管理対象	管理内容	重要である理由
<p>1. 施設の停電対策</p>	<p>施設の停電対策は、規定の目標復旧時間（RTO）の範囲内で、シームレスなサービス継続または復旧を実現するよう定められています。</p> <p>電力供給障害が発生した場合に施設の耐障害性を確保するには、以下の組み合わせを導入して規定のRTOを満たさなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 重要なデータセンターやサーバールームがシームレスに発電機の電力に切り替わるように、無停電電源装置（UPS）システムを設置すること。</li> <li>2. 重要なサービスに対して、1つまたは複数の独立したバックアップコンポーネント（「N+1構成」）（最低構成）を可能にする待機発電装置。</li> <li>3. 発電機が最長48時間稼働できるように燃料貯蔵を維持するか、発電機の継続的な稼働を可能にするために再供給契約を結んでおくこと。</li> <li>4. 重要な活動に利用しているワークステーションにはUPSを接続し、継続的な業務が可能な状態にするか、重要なデータの損失を防ぐためにシステムを制御された方法で確実にシャットダウンできる状態にしておくこと。</li> <li>5. 電力インフラストラクチャ内で単一のボトルネックが存在しないよう、重要なサービス/システムに対して多様な内部電源やスイッチを用意しておくこと。</li> </ol> <p>上記に加えて、施設の停電対策として、以下を準備する必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 重要なデータセンターやサーバーを冷却する装置。故障が発生した場合でも適切な冷却力を確保できるよう、能力に余裕を持たせておくこと。</li> <li>2. データホール、サーバールーム、重要な設備室における高感度の火災検知装置。</li> </ol>	<p>継続的な運用を確保し、外部または内部の停電による電源供給の停止やデータの損失を防ぐために、堅牢な施設電力回復力を備えることが不可欠です。</p>
<p>2. 施設の停電対策用インフラストラクチャのメンテナンス</p>	<p>サプライヤーは、停電時に発電機、UPS、電気スイッチギヤなど、継続的な運用に必要なすべてのインフラストラクチャのメンテナンスを年1回（または製造元の仕様に従って）実施する必要があります。</p> <p>運用に不可欠な電気インフラストラクチャの状態と経年数を評価して、それが運用上実行可能であることを確認する必要があります。経年変化や状態に関する懸念が特定され、修復できない場合は、影響を受けるシステム/コンポーネントを交換するか、強化することを検討する必要があります。</p>	<p>故障のリスクを最小限に抑え、停電やコンポーネントの故障が発生した場合でもシステムが設計どおりに動作することを保証するために、システムを定期的に検査およびメンテナンスすることが重要です。</p>

管理対象	管理内容	重要である理由
<p>3. 施設の停電対策用インフラストラクチャのテスト</p>	<p>サプライヤーは、年1回（またはそれ以上）のテストを実施して、停電時用の主要システム（UPS、発電機、スイッチギヤなど）が正常に動作することを確認する必要があります。</p> <p>テスト中に特定された、復旧機能に影響する問題はすべて完全に修復し、システムが設計どおりに動作していることを確認するためにさらにテストを実施しなければなりません。</p>	<p>重要なのは、システムが設計どおりに動作するよう定期的にテストを受けて、問題が見つかった場合は適切に修正されるようにすることです。</p>